


## 建築工事における共同企業体の発注基準の改正について

### 1 改正の内容

建築A案件にBランク企業が共同企業体として参加できるようになります。

予定金額	現行		改正後
3億円以上 5億円未満	A単体、A+A		A単体、A+A、 <b>A+B</b>
5億円以上 10億円未満	A+A		A+A、 <b>A+A+B</b> 、 <b>A+B+B</b>
10億円以上 25億円未満	A+A+A		変更なし
25億円以上	A+A+A+A		変更なし

※ただし、Bランク企業は、共同企業体の代表者となることはできません。

### 2 適用日

平成26年8月1日以降の公告案件より